

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和8年度第1回 鹿児島南警察署協議会
会 議 日 時	令和8年7月31日（金曜日） 午後2時から午後3時30分
会 議 場 所	鹿児島南警察署 5階大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 15人 2 警察署 署長以下 15人
（会議の概要） 1 会議の概要 (1) 開式のことば (2) 警察署幹部等紹介 (3) 会長挨拶 (4) 署長挨拶 (5) 協議 ア 管内概況及び治安情勢等について イ 前回の諮問・答申の取組状況 桜島と芸術花火の警備体制について ウ 諮問・答申 特殊詐欺抑止対策について エ 警察行政に対する意見・要望等について (6) 次回開催日程協議 (7) 速度取締り指針の説明 2 諮問・答申 警察署長から「あらゆる警察活動を通じて特殊詐欺抑止の広報活動を行っているところであるが、特殊詐欺の手口や標的は日々刻々と変化し、認知件数、被害額ともに増加傾向にあることから、効果的な広報啓発について御意見をいただきたい。」旨の諮問があり、委員からは「先日、勤めている郵便局に国の補助金名目で通帳を作成するように指示されたというお客様が来店し、交番員に臨場し対応してもらったが、このような名目の詐欺が発生しているのであれば積極的に広報するべきではないか。」旨の答申があった。 3 委員からの意見・要望等 (1) 委員から「南警察署管内の防犯カメラの設置状況を教えてほしい。」旨の質問がなされ、警察署から「警察においては、事件捜査の過程で防犯カメラの捜査をすることがあるが、防犯カメラの設置について管理、把握していない。」旨の説明があった。 (2) 委員から「南校区の不審者に関する情報について教えてほしい。」との質問があり、警察署から「南校区においては、昨年中14件（全体の約12%）の脅威事犯を認知しており、本年は6月末現在ですでに12件（全体の約15%）の脅威事犯を認知している。脅威事犯の態様としては、昨年、本年とも盗撮、露出、声かけ、つきまといなどである。」旨の説明があった。 (3) 委員から「学校周辺及び通学路の危険箇所について様々な要望や意見が出ていると思うが、改善に向けて検討を進めてほしい。」旨の要望があり、警察署から「いただいた要望や意見については、関係機関と連携を図り、検討を進めてまいりたい。」旨の説明があった。 (4) 委員から「本年4月からはじまった自転車に関する法改正後の取締り状況を知りたい。」との質問があり、警察署から「現在まで指導警告はあるものの、交通反則通告制度を適用した事例はない。引き続き、交通啓発活動や交通指導取締りを実施してまいりたい。」旨の説明があった。 (5) 委員から「地域で外国籍の方が自転車に乗っている姿をよく見かけるが、外国籍の方に対する安全指導は行っているのか。」との質問があり、警察署から「安全運転管理事業者や各企業から依頼を受け、外国語のチラシを活用して、日本の交通ルールに関する講話を実施している。今後も講話依頼があれば適切に対応してまいりたい。」旨の説明があった。	

- (6) 委員から「鹿児島市上福元町の交差点に設置されているロードミラーが見にくいため、少し大きめのロードミラーに替えるか、ロードミラーの角度を変えてほしい。」旨の要望があり、警察署から「委員からの要望については、既に当該ロードミラーを管理する鹿児島市建設局道路部谷山建設課に情報提供した。」旨の説明があった。
- (7) 委員から「新永田橋交差点は交通量が多く、なかなか右折できないので、信号機を時差式に変えることはできないか。」旨の要望があり、警察署から「要望のあった交差点を確認したところ、ほとんどの右折車両が1回の信号サイクルで右折できる状況を確認した。今後、交差点の交通量の変化等があった際は、右折矢印について関係機関と検討してまいりたい。」旨の回答があった。
- (8) 委員から「小松原地下道の出口付近（産業道路側）にある側道側の停止線の標識の字が見えにくくなっているのに対応できないか。」旨の要望があり、警察署から「現場を確認したところ、停止線は一部摩耗しており、停止線の標識についても、摩滅して見えにくくなっている状況を確認したことから、停止線の補修及び標識の建替について、本部交通規制課に報告・上申した。」旨の回答があった。
- (9) 委員から「各学校においてスクールゾーン委員会が開催されている。これは、通学路の危険箇所や委員からの各種要望等を共有し、事件事故のない地域づくりのために必要であると思われるので、交番員等の確実な参加をお願いしたい。なお、参加予定であっても急に出席できない場合は、無断で欠席するのではなく、確実な連絡及び代替員の出席をお願いする。」旨の要望があり、警察署から「突発的に発生する事件事故への対応のため、急遽出席できなかった会合も少なからずあったが、今後は、代わりの署員を派遣できる体制を組むなど積極的な参加に取り組んでまいりたい。」旨の回答があった。
- (10) 委員から「地域ボランティア団体と交番員との情報交換場（交番連絡協議会）があるとのことだが、管轄の交番では殆ど行われていないため、1年に1回でもいいので開催をお願いしたい。」旨の要望があり、警察署から「各交番ごとに連絡協議会を設置しており、年1回以上の会合を開催し、地域の方々から意見要望を聞き、改善を図るなど警察行政に反映させている。また、会員の方からの意見要望があれば、協議会開催の必要があれば、臨時の開催も可能であることから、いつでも申し出てもらいたい。」旨の回答があった。
- (11) 委員から「交番連絡協議会を開催してもらいたい場合、こちらから連絡する必要があるのか。」との質問があり、警察署から「交番連絡協議会は年1回以上実施することになっている。意見・要望等があれば連絡協議会員に伝えるか、直接交番員に連絡してもらいたい。」旨の回答があった。

備 考	
-----	--